（閉鎖措置の確認の申請）

第二十二条の五の九　法第五十一条の二十四の二第二項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　閉鎖措置の対象とする坑道

四　坑道の埋戻しの実施状況

五　坑口の閉塞の実施状況

六　地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去の実施状況

七　確認の対象とする坑道の閉鎖の工程

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　当該申請に係る坑道の閉鎖の工程の終了後における地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況

二　前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（閉鎖措置確認証）

第二十二条の五の十　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、前条第一項の規定による申請に係る閉鎖措置が法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていることについて確認をしたときは、閉鎖措置確認証を交付する。

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法（中深度処分に係る監視測定設備にあつては、その撤去の方法を含む。）

［五～七　略］

八［九］　中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法

九［八］　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一［二］　全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料

二［三］　［略］

三［四］　第十七条第一項第一号又は第二項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書

四［五］　［略］

五［六］　［略］

六［七］　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　［同上］

［一～三　同上］

四　廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

［五～七　同上］

八［九］　［号を加える。］

九［八］　［同上］

2　［同上］

一［二］　［号を加える。］

二［三］　［同上］

三［四］　［同上］

四［五］　［号を加える。］

五［六］　［同上］